

環 廃 第 7 2 1 号
令 和 4 年 3 月 3 0 日

各市町一般廃棄物所管課長
関係一部事務組合廃棄物担当課長
静岡県環境整備事業協同組合理事長
公益社団法人静岡県産業廃棄物協会会長
様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱い等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の取扱い及び職場復帰に際しての検査や陰性証明は不要な旨について、令和4年1月21日付け環廃第606号当職通知により、本県としての対応をお知らせするとともに、貴団体内（会員等）での周知をお願いしたところです。

今般、令和4年3月16日付けで国から新たな通知にて、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立の観点から濃厚接触者の取扱いを変更することが可能な旨が示され、本県における取扱いを下記のとおりとしましたので、貴団体内（会員等）での周知をお願いします。

また、現在でも、感染者の隔離期間終了後の勤務再開に当たり陰性証明を求めている事業所が一部で見られるため、改めて、勤務再開時の陰性証明は不要な旨も併せて周知をお願いします。

記

1 濃厚接触者の取扱い等

- ・一般事業所については、自主的な感染対策の徹底により2次感染率は低く、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を実施した場合、従事者の不足等社会経済活動への影響が大きいため、原則として濃厚接触者の特定等は行わない。
- ・同居等の場合を除いて、感染者と接触があったことのみを理由として出勤を含む外出を制限する必要はない。
- ・同居者が感染したため濃厚接触者となった場合、業種等を問わず、4、5日目の2回、抗原定性検査で陰性を確認できれば、5日目の陰性確認後から待機解除可

能である。解除の判断についての保健所への確認は不要。

- ・同居者、ハイリスク施設、保育園、幼稚園、学校等については、濃厚接触者の特定・行動制限による効果が見込まれるため、引き続き濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。

【関係資料】

- ・別添1 「オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定等の見直しについて」
- ・チラシ「もしもあなたがコロナになったら」
- ・チラシ「もしもあなたが濃厚接触者になったら」
- ・チラシ「従業員等に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された時は」

2 陰性証明について

国が定めた基準を満たして療養を終了した方（濃厚接触者にあっては最終接触日から7日間を経過した方）の、職場復帰に当たっての陰性証明は不要です。

保健所において、職場復帰に際しての検査や陰性証明の発行は行っておりません。

また、医療機関に検査や証明を求めるることは医療機関の業務負担になっていますので、職場復帰に当たり、従業員に検査や陰性証明を求めることのないようお願いします。

担当 資源循環班、産業廃棄物班

電話番号 054-221-2426 (資源循環班)

2423 (産業廃棄物班)

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定等の見直しについて

オミクロン株の特徴を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立の観点から、オミクロン株による感染が主流の間は、濃厚接触者の特定等について見直します。

【オミクロン株の特徴】

- ・感染力が強く、潜伏期間と発症間隔が短い
- ・重症化率は低い（デルタ株等よりは低いが、季節性インフルエンザよりは高い）
- ・重症例や死亡例の多くは高齢者

1 見直しの考え方

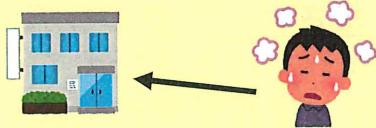
- ・同居者は、二次感染率が他の濃厚接触者より高く、感染情報を迅速に共有可能で特定・行動制限による効果が見込まれるため、引き続き濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- ・ハイリスク施設（高齢者・障害者の入所施設、入院医療機関）は、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する者等が集団で過ごしているため、引き続き濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- ・保育園、幼稚園、学校等では、マスク着用などが困難な場合などもあること 등을踏まえ、引き続き濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- ・その他の一般事業所は、自主的な感染対策の徹底により二次感染率は低く、一律に濃厚接触者を特定し行動制限を実施した場合、従事者の不足等社会経済活動への影響が大きいため、原則として濃厚接触者の特定等は行わない。

2 見直し後の取扱い

区分	主な施設等	濃厚接触者 特定	待機期間	
			通常	従事者の特例
1 同居家族	同居家族	保健所等が特定 陽性者から本人に連絡	7日間	なし
2 ハイリスク 施設	高齢者・障害者 の入所施設、 病院、有床診療所	施設等が特定し、 保健所にリストを 提出	(4, 5日目に2回) 検査し陰性確認 後から解除可	毎日の検査 で陰性確認 後は勤務可
3 保育所、 学校等	保育所、幼稚園、 認定こども園、 小中高校、 放課後児童クラブ	施設等から本人に連絡		
4 一般事業所	2, 3以外の 事業所、施設	原則特定しない	—	—

もしもあなたがコロナになつたら

①かぜかな？と思ったら
医療機関を受診してください。



まずは、かかりつけ医又は発熱等診療医療機関※1へ電話してから受診してください。



医師の判断で行った検査費用は公費で負担するので、お金はかかりません※2。

※2 検査費用以外（初診料等）は自己負担あり

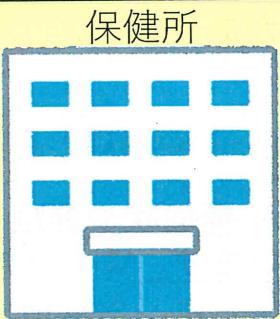
②医師の診察を受けます。



③陽性と診断されます。



あなたを診断した医師が保健所へ、
発生届を提出します。



保健所があなたに直接連絡します。
行動歴を聞き取り、濃厚接触者の特定を行います。

あなたの症状等に応じて、いずれかの場所で決められた日まで療養していただきます。

自宅療養

自宅で療養します。
毎日健康観察のため保健所や医療機関から電話をします。お困りの方へは食料品等を配布します。

宿泊療養

県が確保した宿泊施設で療養します。常駐の看護師により毎日健康観察を行います。毎日3食支給されます。（お金はかかりません）

入院

症状が重い場合や重症化リスクが高い場合は、県が指定する病院へ入院し、治療を受けます。

療養終了

国が定めた基準を満たし、他者に感染させるおそれがなくなったと判断される場合、療養終了となります。

療養終了後も症状が続く場合は、かかりつけ医やお近くの医療機関に御相談ください。

※1 発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたがコロナになつたら編～

Q. 市販の簡易検査キットで陽性となりました。どうしたらよいですか？

A. かかりつけ医又は発熱等診療医療機関を必ず受診してください。受診する際は事前に医療機関に電話し、市販の簡易検査キットで陽性となったことを伝えてください。かかりつけ医がないなど、受診先にお困りの場合は、発熱等受診相談センターにお問い合わせください。対応可能な医療機関（発熱等診療医療機関）を紹介します。

Q. 医療機関で検査して陰性だった場合に、費用負担はありますか。

A. 医師が患者の診療のため必要と判断して検査を行った場合は、結果が陰性でも、新型コロナの検査に係る費用（検査料、判断料）の自己負担分は公費で負担しますので、お金はかかりません。ただし、検査前に発生する初診料などは自己負担があります。

Q. 自宅療養と言われたのですが、入院やホテル療養はできないのでしょうか？

A. 無症状や軽症で基礎疾患や重症化リスクのない人には、自宅療養をお願いしています。同居家族に重症化リスクの高い人がいるなどの理由で自宅療養が難しい場合は、保健所に御相談ください。

Q. 自宅療養中の食料調達はどうしたらよいでしょうか？

A. 自宅療養者のうち、家族や親族等から支援を受けられない等の理由で、物資の提供が必要な方には、静岡県から7日分の食料品等をお送りしていますので、保健所にお問い合わせください。また、市町によっては、独自に自宅療養者への食料品等の配布を行っている場合もあります。お住まいの市町にお問い合わせください。

Q. 自宅療養期間が終了するときに、再度検査をしてもらえるのでしょうか？

A. 自宅療養の終了は、国が定めた基準を満たした場合に保健所が決定します。定められた期間療養していただいた場合は、他者に感染させる心配はありませんので、終了する際に再度検査をすることはありません。なお、職場等で勤務を再開する際に、職場等に証明を提出する必要がないことを厚生労働省が示しています。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html



もしもあなたが濃厚接触者になつたら

①保健所がコロナに感染された方から行動歴を聞き取り、濃厚接触者を特定します。

②濃厚接触者に連絡があります。

感染者が多い時期などには、陽性者などを介して連絡があります。



周囲で陽性者が発生し、ご自身の体調が優れない場合は、保健所からの連絡を待たず、かかりつけ医または発熱等診療医療機関※を受診してください。

③定められた期間、自宅待機します。



陽性者と最後に接触した翌日から原則7日間、自宅待機をお願いします。なお、4,5日目の2回、抗原定性検査で陰性を確認した場合は、5日目の陰性確認後から外出できます。

☆濃厚接触者への検査の実施

濃厚接触者に対する検査は、保健所が必要と判断した場合のみ行います。検査で一度陰性が確認された場合でもその後陽性になる場合もあるため、陽性者と最後に接触した翌日から原則7日間は不要不急の外出を控えるようお願いします。

☆家庭内での過ごし方

- なるべく個室で
- 食事は別
- 洗面・風呂は最後



仮に感染していても、家族への感染を防げるような対策を。

☆自宅待機中に具合が悪くなつたら

- かかりつけ医または発熱等診療医療機関※を受診してください。
- 受診する際は必ず事前に電話で、濃厚接触者であることと、現在の症状を伝えてください。



自宅待機期間終了

7日間が経過すれば(又は4,5日目に抗原定性検査で陰性を確認できれば)、自宅待機期間終了となります。職場復帰等にあたり、保健所等への連絡は不要です。

※発熱等診療医療機関は、県ホームページで確認するか、発熱等受診相談センターへお問い合わせください。

静岡市にお住まいの方：054-249-2221

浜松市にお住まいの方：0120-368-567

上記以外の市町にお住まいの方：050-5371-0561



よくある質問～もしもあなたが濃厚接触者になつたら編～

Q. 濃厚接触者の該当基準や定義はありますか？

A. 濃厚接触者は、陽性者の発症2日前から適切な感染予防策をとつて他者と生活を分離するまでの間に、①陽性者と同居していた人、②1メートル程度の距離で必要な感染予防策（マスク着用等）をとらずに陽性者と15分以上接触した人、③密な環境で長時間陽性者と接触した人などが該当します。個別の状況により感染の可能性は大きく異なるため、最終的には、保健所において濃厚接触者に該当するかどうか判断します。なお、オミクロン株の特徴を踏まえ、同居者や高齢者施設などを中心に濃厚接触者を特定しており、一般事業所については、感染対策がとられていることを踏まえ、原則として濃厚接触者は特定していません。

Q. 4,5日目に陰性が確認できれば、待機期間が解除されるとのことです、検査はどのように受けたらいいですか？また、注意点はありますか？

A. 薬局で市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、ご自身で検査を行つて下さい。

検査結果が陰性の際は、保健所への待機解除の確認は不要です。

検査結果が陰性でもその後に発症する場合もありますので、7日間を経過するまでは、①検温など健康状態の確認、②外出時はマスク着用、③高齢者など重症化リスクの高い方との接触等は避ける、④感染リスクの高い場所の利用や会食等は避ける、などの感染対策をお願いします。

なお、薬局によっては抗原定性検査キットを取り扱っていない場合がありますので、購入する際には予め電話やインターネットなどで確認してください。

Q. 濃厚接触者は不要不急の外出を控えるよう言われましたが、食料品等生活必需品の買い出しには行ってよいのでしょうか？

A. 周囲にお願いできる方がいない場合は、食料品の買い出しなどの生活に必要な外出はかないません。ただし、外出にあたっては、マスク着用や手指消毒などといった感染防止対策の徹底の他、混雑する場所や時間を避け、できるだけ短時間で、外出先は必要最小限とするようお願いします。

抗原定性検査キットの購入の場合も同様です。

Q. 濃厚接触者について、証明する書類と外出自粛期間を記載した書類はもらえますか？（会社に提出したい）

A. 濃厚接触者の自宅待機は、法律に基づく依頼・指導ではなく、国の通知に基づく「お願い」であるため、証明書は出せません。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html



<事業者の皆様へ>従業員等に新型コロナウイルス 感染症の感染が確認された時は

1. すぐやること

- 感染が判明した者は『自宅待機』とします。（医療機関から発生届が提出された後、本人には保健所から連絡がいきます）
- 職場では、必要に応じて2・3に記載されている内容を実施してください。

2. 施設の消毒

感染者が使用した可能性のある①、②の消毒をお願いします。

消毒方法の詳細はこちら↓

①手で触れる共有部分

（ドアの取っ手やドアノブ、スイッチ、受話器等）



②トイレ(床、便器、便器の蓋、流水レバー、スイッチ等)



3. 接触者への対応等

オミクロン株の特徴を踏まえ、一般事業所は、自主的な感染対策の徹底により二次感染率は低いと考えられることなどから、原則として、**事業所での濃厚接触者の特定を行う必要はありません。**

感染者と接触があった人には、以下の点を周知してください。

- ・ 症状がある場合には、速やかに医療機関を受診
- ・ 最終接触日から7日間は、高齢者など重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用、会食等は避ける

※同居などの場合を除いて、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。

<感染対策を行わずに感染者と会食などした場合>

感染対策が徹底されている場合より二次感染率が高いため、必要に応じて、当該接触者に一定期間の外出自粛を求めるなど、事業所として感染拡大防止対策を行ってください。

事業所内で感染者が発生した場合の対応等の詳細は、県ホームページを御確認ください。

静岡県 事業所 感染者



よくある質問～もしも従業員がコロナになつたら編～

Q. 会社の従業員のうち1人が感染者となりました。会社内では基本的な感染対策はとっていましたが、会社としてどのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. 感染者については、保健所が指示する時期まで療養が必要となります。

なお、濃厚接触者に特定されなかった場合でも、他の従業員の体調管理を徹底し、体調不良時には速やかに医療機関を受診するよう御案内ください。

感染者が触れた場所等を消毒する場合、市販の塩素系漂白剤の主成分である「次亜塩素酸ナトリウム」やアルコール消毒液が有効です。

Q. 新型コロナウィルスに感染した社員がいる場合、会社の消毒はどうしたらよいでしょうか。消毒費用等の助成制度はありますか？

A. テーブルやドアノブなど多くの人が手を触れる場所は、市販の塩素系漂白剤を次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるよう薄めたもの（※）やアルコールで拭いてください。

（※原液濃度5%の塩素系漂白剤の場合：5ml（キャップ1杯）を水500mlで希釈）
消毒費用については、一般事業所への助成制度はありません。

Q. 会社の従業員のうち1人が濃厚接触者と特定されました。会社内に感染者はいませんが、どのようなことに気をつけたらよいでしょうか？

A. 現時点で特別な対応は不要です。引き続き一般的な感染予防対策を徹底し、体調不良の従業員がいる場合には速やかに医療機関を受診するよう御案内ください。なお、濃厚接触者に対する検査は保健所が必要と判断した場合のみ行います。

Q. 感染者の療養終了後の職場復帰にあたって、陰性証明などは必要ですか？

A. 国が定めた基準を満たして療養を終了した方については、他者に感染させる可能性がほぼないことから、陰性証明は不要です。

また、職場復帰に際しての再検査や陰性証明を保健所が行うことはありません。医療機関の業務負担にもなっていますので、職場復帰にあたり、従業員に検査や陰性証明を求めることがないようお願いします。

その他、よくある質問は静岡県ホームページを御覧ください。
https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/c19faq/c19faq_top.html

